

改正

平成28年3月31日告示第91号  
平成29年3月28日告示第69号  
平成30年2月16日告示第15号  
平成30年3月28日告示第43号  
平成31年4月23日告示第97号  
令和元年6月4日告示第9号  
令和2年2月28日告示第18号  
令和2年5月18日告示第120号  
令和3年3月24日告示第31号  
令和3年12月17日告示第165号  
令和4年3月30日告示第86号

香取市建設工事低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の契約を締結しようとする場合における低入札価格調査の実施等に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第2項の規定により、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査をいう。
- (2) 総合評価方式 令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する方式をいう。
- (3) 総合評価方式（事後審査型） 入札参加資格の確認審査及び技術的要件の評価の確定を入札（開札）後に行う総合評価方式による一般競争入札をいう。
- (4) 予定価格 香取市財務規則（平成18年香取市規則第48号。以下「規則」という。）第107条に規定する当該入札における予定価格をいう。
- (5) 入札書比較価格 予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。
- (6) 調査基準価格 規則第109条第1項の規定により設定する低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (7) 入札書比較価格（調査基準価格） 調査基準価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。
- (8) 失格基準価格 規則第109条第2項の規定により設定する入札価格を失格とする基準となる価格をいう。
- (9) 入札書比較価格（失格基準価格） 失格基準価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。
- (10) 落札候補者 総合評価方式（事後審査型）に係る暫定の評価点合計又は評価値（技術的要件の評価が確定したときは、評価点合計又は評価値）の最も高い者で、落札候補者としてのその他必要要件を満たすものをいう。
- (11) 次順位者 落札候補者の次に暫定の評価点合計又は評価値の高い者で、落札候補者としてのその他必要要件を満たすものをいう。
- (12) 調査対象者 低入札価格調査の対象となる落札候補者をいう。

- (13) 契約担当部長 経営企画部長をいう。
- (14) 工事施工担当部長 工事の施工を担当する部の長をいう。
- (15) 工事施工担当部参事 工事の施工を担当する部の参事をいう。
- (16) 工事担当課長 工事の施工を担当する課等の長をいう。
- (17) 工事担当課副参事 工事の施工を担当する課等の副参事をいう。
- (18) 工事担当班長 工事の施工を担当する班等の長をいう。
- (19) 契約担当課 経営企画部財政課をいう。

(適用対象工事)

第3条 この告示による調査基準価格及び失格基準価格の設定並びに低入札価格調査の対象は、ちば電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）を利用した規則第101条第1項に規定する電子入札により執行する総合評価方式（事後審査型）で契約を締結する工事（以下「対象工事」という。）とする。

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（ただし、その額が入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額、入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額）から千円未満の端数を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。この場合において、算出に当たっては別表第1に留意するものとする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額（1円未満切捨て）

2 前項の規定にかかわらず、プラント設備工事等で設計金額の大項目に機器費の設定がある工事については、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（ただし、その額が入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額、入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額）から千円未満の端数を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。この場合において、算出に当たっては別表第1に留意するものとする。

- (1) 機器費の額に100分の70を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (2) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (3) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (4) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (5) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額（1円未満切捨て）

3 工事の性質上、前2項の規定により難しいものについては、入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から千円未満の端数を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

(予定価格を記載した書面への調査基準価格の記載等)

第5条 市長は、予定価格を記載した書面（以下「予定価格書」という。）に調査基準価格及び当該調査基準価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を入札書比較価格（調査基準価格）として記載するものとする。

2 前項の規定による調査基準価格及び入札書比較価格（調査基準価格）は、電子調達システムに登録するものとする。

(失格基準価格)

第6条 調査基準価格を下回る価格で入札をした者のうち、次項の規定により算定する失格基準価格を下回る価格で入札をした者の入札は失格とする。

2 市長は、入札書比較価格（調査基準価格）に100分の95を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を失格基準価格として定めるものとする。

3 工事の性質上、前2項の規定により難しい場合は、失格基準価格を設けないことができる。

（予定価格書への失格基準価格の記載）

第7条 市長は、予定価格書に失格基準価格及び当該失格基準価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を入札書比較価格（失格基準価格）として記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第8条 市長は、低入札価格調査の対象となる入札を執行するときは、低入札価格調査の円滑な実施を図るため、入札の公告をするときに、次の各号に掲げる事項を入札に参加しようとする者に周知するものとする。

（1） 調査基準価格が設定されていること。

（2） 失格基準価格を設定した場合は、失格基準価格が設定されていること及び当該失格基準価格を下回る価格で入札をした者の入札は失格とすること。

（3） 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行うこと。

（4） 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、当該入札においては、落札候補者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

（5） 調査対象者は、低入札価格調査に協力することとし、当該調査に協力しない者は、入札を無効にすること。

（6） 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約保証の額は、契約金額に100分の30を乗じて得た額以上とすること。

（7） 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る前金払の額は、契約金額（継続費等に基づく建設工事請負契約の場合は、各会計年度の出来高予定額）に100分の20を乗じて得た額以内とすること。

（8） 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者と契約を締結したときは、第17条の規定により低入札価格調査の結果の概要を公表すること。

（9） 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者と契約を締結した工事に関しては、第18条の規定により当該工事に係る監督体制を強化すること。

（10） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（入札の執行）

第9条 入札の結果、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、契約担当部長は落札者の決定を保留し、電子調達システムより入札参加者全てに保留の通知を行うものとする。

2 前項の保留の通知は、資格確認審査及び技術的要件の評価に係る保留の通知を併せて行うことができるものとする。

（調査の実施）

第10条 前条第1項に規定する入札があったときは、工事施工担当部長は、速やかに当該調査対象者に対し低入札価格調査を行うものとし、その調査の事項は次に掲げる事項とする。ただし、失格基準価格を設定する入札においては、次に掲げる第1号から第5号までの事項について調査を行うものとする。

（1） 当該価格により入札した理由（別記第1号様式）

（2） 入札価格の工事費内訳書

（3） 労務者の具体的供給見通し（別記第2号様式）

（4） 契約対象工事付近における手持工事の状況（別記第3号様式）

（5） 契約対象工事に関連する手持工事の状況（別記第4号様式）

- (6) 契約対象工事箇所と入札参加者の事業所、倉庫等との関連（別記第5号様式）
  - (7) 手持資材の状況（別記第6号様式）
  - (8) 資材（機器）購入予定先一覧（別記第7号様式）
  - (9) 手持機械の状況（別記第8号様式）
  - (10) 機械リース元一覧（別記第9号様式）
  - (11) 建設副産物の搬出予定地（別記第10号様式）
  - (12) 下請予定業者の状況（別記第11号様式）
  - (13) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（別記第12号様式）
  - (14) 経営状況
  - (15) 経営状況について取引金融機関、保証会社等への照会
  - (16) 信用状態
    - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無
    - イ 賃金不払の状況
    - ウ 下請代金の支払遅延状況
    - エ その他
  - (17) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 工事施工担当部長は、前項の低入札価格調査を行うときは、調査対象者に対し低入札価格調査通知書（別記第13号様式。以下「調査通知書」という。）により通知するものとする。
  - 3 工事施工担当部長は、第1項第14号から第17号までの事項について契約担当部長に低入札価格調査を依頼することができる。この場合において、当該事項に係る前項に規定する通知は、契約担当部長が行うものとする。
  - 4 契約担当部長は、前項の規定により依頼された事項の低入札価格調査を終了したときは、当該調査結果を低入札価格調査表（別記第14号様式）に記載し、速やかに工事施工担当部長に提出するものとする。
  - 5 第1項第15号に掲げる事項について低入札価格調査を行う必要があるときは、工事施工担当部長（契約担当部長に当該事項について低入札価格調査を依頼した場合は、契約担当部長）は、調査対象者から同意書（別記第15号様式）を徴するものとする。
  - 6 調査対象者は、低入札価格調査実施者（工事施工担当部長又は契約担当部長をいう。以下同じ。）から通知を受けた調査通知書に記載された低入札価格調査に係る提出書類（低入札価格調査書類提出書（別記第16号様式）を含む。以下「調査提出書類」という。）を作成し、調査通知書に記載された提出期限日（以下「期限日」という。）までに提出しなければならない。ただし、工事施工担当部長が特別な事情があると認める場合は、低入札価格調査実施者は、期限日を延期することができる。
  - 7 低入札価格調査実施者は、必要があるときは、調査対象者等に対する事情聴取を実施するものとする。
  - 8 工事施工担当部長は、調査対象者が期限日（第6項ただし書の規定により期限日を延期したときは、当該延期した日）までに調査提出書類を提出しない場合は、契約担当部長に報告するものとする。この場合において、契約担当部長は当該調査対象者の入札を無効とするものとする。
  - 9 工事施工担当部長は、第1項の規定による低入札価格調査を終了したときは、遅滞なく、契約担当部長に報告するとともに低入札価格調査表を作成し、当該低入札価格調査について香取市低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）の審査に付すものとする。

（調査委員会の設置）

第11条 市は、入札価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを審査するため、調査委員会を設置する。

（調査委員会の組織）

第12条 調査委員会は、低入札価格調査の対象工事案件ごとに委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は経営企画部長の職にある者を、副委員長は建設水道部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、経営企画部財政課長、工事担当課長、工事担当課副参事及び工事担当班長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員に事故があるとき、又は欠けたときは、当該委員の指定した者がその職務を代理する。  
(調査委員会の会議等)

第13条 調査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、必要に応じ随時開催できるものとする。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 事案が緊急を要し、会議を開くことが困難なときは、回議をもって会議に代えることができる。
- 6 委員長は、会議の運営に必要ながあると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 調査委員会の庶務は、市長の定める機関において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。  
(履行についての審査)

第14条 調査委員会は、別表第2に掲げる低入札価格調査に係る審査判定基準(以下「判定基準」という。)に基づき、当該入札価格によっては調査対象者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの審査を行うものとする。

- 2 前項の審査において、判定基準の項目のいずれかに該当する場合は、当該入札価格によっては調査対象者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判定するものとする。  
(落札者の決定)

第15条 契約担当部長は、調査委員会において前条の規定により審査した落札候補者(調査対象者)について、当該入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた場合において、当該落札候補者が、入札参加資格があると認められ、かつ、総合評価方式に係る評価点合計又は評価値の最も高い者であると認められたときは、当該落札候補者を落札者として決定し、電子調達システムにより入札参加者全てに通知するものとする。ただし、当該落札者となるべき要件を満たす者が2人以上あるときは、電子調達システムにより電子くじを実施して、落札者を決定するものとする。

- 2 契約担当部長は、調査委員会において前条の規定により審査した落札候補者(調査対象者)が、当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、落札者としめないものとし、当該落札候補者(調査対象者)のした入札を失格とする。この場合において、2人以上の落札候補者がいるときを除き、次順位者を新たな落札候補者とするものとする。
- 3 前項の場合において、新たな落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、第10条の規定により低入札価格調査を実施するものとし、以後同様に手続を行うものとする。  
(契約の締結)

第16条 調査対象者と契約を締結するときは、建設工事請負契約における契約保証の額は、香取市建設工事等の契約における契約保証に関する事務取扱要領(平成27年香取市訓令第4号)第3条第2項の規定により、契約金額に100分の30を乗じて得た額以上でなければならない。

- 2 調査対象者と契約を締結した工事に関して、市が前金払をする場合においては、香取市公共工事に要する経費の前金払取扱要綱(平成18年香取市告示第117号。以下「前金払取扱要綱」という。)第2条第1項の規定により契約金額(継続費等に基づく建設工事請負契約の場合は、前金払取扱要綱第10条の規定により各会計年度の出来高予定額)に100分の20を乗じて得た額以内とする。

(調査結果の公表)

第17条 市長は、調査対象者と契約を締結したときは、速やかに低入札価格調査の結果の概要を契約担当課で閲覧により公表しなければならない。

(監督体制の強化等)

第18条 調査対象者と契約を締結した工事に関し、当該工事に係る監督職員（以下「監督職員」という。）は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 監督職員は、技術者の配置及び下請契約に関する状況等について重点的に確認を行うものとする。
- (2) 監督職員は、当該工事に係る監督業務において段階の確認、施工の確認等につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る契約者又は契約者が指定した代理人の立会いを求め、当該工事の内容について入念に確認を行わなければならない。
- (3) 監督職員は、あらかじめ提出された施工体制台帳、施工計画書等に記載した内容に従った施工等の実施を確認し、当該工事が適切に実施されていないと認めるときは、当該契約に係る契約者に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (4) 監督職員は、前各号の確認を行なった結果、当該工事が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を契約担当部長に提出するものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第91号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日告示第69号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の香取市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告を行う入札について適用し、施行の日の前日までに入札公告を行う入札の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月16日告示第15号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の香取市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告を行う入札について適用し、施行の日の前日までに入札公告を行う入札の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月28日告示第43号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の香取市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告を行う入札について適用し、施行の日の前日までに入札公告を行う入札の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月23日告示第97号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年6月4日告示第9号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年2月28日告示第18号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月18日告示第120号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月24日告示第31号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日告示第165号）

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第86号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第4条第1項、第2項)

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費等
一般管理費等の額	一般管理費等

別表第2(第14条)

## 低入札価格調査に係る審査判定基準

番号	項目	内容
1	見積数量が適正でない場合	市が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量を満足していない場合
2	品質・規格が適正でない場合	材料・製品について、市が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
3	労務単価が適正でない場合	労務単価について、法定最低賃金を下回っている場合
4	工事費内訳書算出根拠が適正でない場合	ア 算出根拠が明確でない場合 イ 下請、資材購入又は機械借上げに係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 ウ 下請、資材購入又は機械借上げに係る見積金額が過去に取引をした実績のある価格を基礎として見積もられておらず、工事費内訳書記載金額がいわゆる「指値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
5	建設副産物の処理が適正でない場合	ア 建設副産物について処理費用が計上されていない場合 イ 建設副産物の処理費用が計上されている場合であっても、当該処理費用算出根拠が示されていない場合又は過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない等不当に低額な費用を計上している場合
6	上記のほか、適正な工事の履行がされないと認められる場合	ア 入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検(労働基準監督署から検察庁への書類送検)を受けている場合。(ただし、不起訴となった場合を除く。) イ 入札日から過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合。(ただし、和解的仲裁判断は除く。) ウ その他



別 記

第 1 号様式(第 10 条第 1 項第 1 号)

当該価格により入札した理由

工 事 名 :

工 事 箇 所 :

商号又は名称 :

入札価格 :

入札理由 :







第5号様式(第10条第1項第6号)

契約対象工事箇所と入札参加者の事業所、倉庫等との関連

工 事 名 :

工 事 箇 所 :

商号又は名称 :


注) 契約対象工事箇所と入札参加者の事業所、倉庫等との関連がわかるように記入する。















第 12 号様式(第 10 条第 1 項第 13 号)

過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

工 事 名 :

工 事 箇 所 :

商号又は名称 :

発注 年度	発注者	工事名 (工事箇所)	工 期	請負金額(円)	工事成績 評定点	備考

低入札価格調査通知書

第 号  
年 月 日

(商号又は名称) 様

香取市長 印

低入札価格調査の実施について（通知）

このことについて、 年 月 日に執行（開札）した 工事の入札において、貴社（者）の入札価格が調査基準価格を下回っていますので、下記の書類を作成し、 年 月 日までに提出してください。なお、提出期限までに下記書類を提出しない場合は、入札が無効となります。

記

入札公告日	
工事名	
工事箇所	
低入札価格調査に係る提出書類	(1) 部 (2) (3) (4) (5) (6)
提出期限	年 月 日

第14号様式（第10条第4項）

低入札価格調査表

年 月 日		工事施工担当部長	年 月 日
		調査委員会開催日	
工 事 名			
工 事 箇 所			
調 査 対 象 者	商号又は名称		
	所在地又は住所		
入 札 価 格			円
予 定 価 格			円
調 査 基 準 価 格			円
失 格 基 準 価 格			円
開 札 日			

調査事項		調査内容
(1) 当該価格により入札した理由（第1号様式）		
(2) 入札価格の工事費内訳書		
(3) 労務者の具体的供給見通し（第2号様式）		
(4) 契約対象工事付近における手持工事の状況（第3号様式）		
(5) 契約対象工事に関連する手持工事の状況（第4号様式）		
(6) 契約対象工事箇所と入札参加者の事業所、倉庫等との関連（第5号様式）		
(7) 手持資材の状況（第6号様式）		
(8) 資材（機器）購入予定先一覧（第7号様式）		
(9) 手持機械の状況（第8号様式）		
(10) 機械リース元一覧（第9号様式）		
(11) 建設副産物の搬出予定地（第10号様式）		
(12) 下請予定業者の状況（第11号様式）		
(13) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（第12号様式）		
(14) 経営状況		
(15) 経営状況について取引金融機関、保証会社等への照会		
(16) 信用状態	ア 建設業法違反の有無	
	イ 賃金不払の状況	
	ウ 下請代金の支払遅延状況	
	エ その他	
(17) その他必要な事項		

同 意 書

香取市が香取市建設工事低入札価格調査実施要領に基づき実施する低入札価格調査において、取引金融機関、保証会社等に対して調査を行うことに同意します。

年 月 日

香取市長 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

④

